

# JSIP follow-up Seminar

---

## 日本における模倣品に対する エンフォースメント

**2022年12月6日 ベトナム／日本**

日本側発表 弁護士 木村耕太郎

資料作成 弁護士平野恵稔、弁護士木村耕太郎、  
弁護士井上周一、弁護士松本幸太

# 1. 他の法域との比較

---

## (1) エンフォースメントの種類

- ・ 民事訴訟
- ・ 刑事訴訟
- ・ 行政的取締

\* 税関による水際取締制度は、以下で検討するいずれの法域にも存在するので、税関による水際取締制度以外について比較する。

# 1. 他の法域との比較

---

## (2) 3ルートが併存するパターン

- ・ 民事訴訟 (民事ルート)
- ・ 刑事訴訟 (刑事ルート)
- ・ 行政的取締 (行政ルート)

⇒ 中国、ベトナムなど  
(ただし、ベトナムでは行政的取締が中心)

# 1. 他の法域との比較

---

(3) ベトナム以外の東南アジア各国に典型的にみられるパターン

- ・ 民事訴訟
  - ・ 事件を行政機関が受理し、刑事処分を裁判所が行う
- ⇒ タイ、マレーシア、カンボジア、フィリピン、インドネシアなど

# 1. 他の法域との比較

---

## (4) 日本のパターン

- ・ 民事訴訟
- ・ 刑事訴訟

⇒ 米国、インド、シンガポールなど

# 1. 他の法域との比較

---

## (5) 日本の特徴

- \* 日本では、税関による水際取締制度を除き、模倣品の行政的取締制度は存在しない
- \* 特許庁国際協力課模倣品対策室という部署があり、日本の権利者からの模倣品・海賊版の相談を受け付けているが、海外における模倣品・海賊版被害を想定している

## 2. 日本におけるエンフォースメント（民事訴訟）

---

### （1）地方裁判所における知的財産権関係民事通常訴訟の件数（商標権、著作権等）

	商標権	著作権*1	不正競争防止法*2	その他*3	総数
2020年	68	167	75	183	493
2021年	66	281	117	147	611

出典：「2020年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」（法曹時報2020年12月号）  
「2021年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」（法曹時報2021年12月号）

- \* 1 プログラム著作権を除く
- \* 2 営業秘密侵害事件を含む
- \* 3 特許権、実用新案権、意匠権、プログラム著作権、「商法その他」

## 2. 日本におけるエンフォースメント（民事訴訟）

---

### （2）特徴

- 日本における商標権侵害のエンフォースメントでは**民事訴訟が重要視**されている
- 手続として、**本案訴訟**と**仮処分**がある
- 本案訴訟における請求は、  
①**差止**、②**損害賠償**、③**差止＋損害賠償**があり、上記に加えて④**信用回復措置（謝罪広告）**、⑤**侵害組成物廃棄等請求**をすることもある
- 仮処分における請求は、①**差止**のみ



## 2. 日本におけるエンフォースメント（民事訴訟）

---

### （2）特徴

- 民事訴訟では争点として、商標権が無効か、標章の類似等が争われる
- あからさまな侵害品、すなわち偽ブランド品（明らかな商標権侵害品）や海賊版（明らかな著作権侵害品）は、法律上の争点がなく、民事訴訟で争われることは少ない。
- したがって、民事訴訟となった場合、被告は、権利侵害を争うことが通常
- 逆に、権利侵害であることを被告が争わないようなケースは、訴訟が提起される前に、当事者間の話し合いで解決されることが多い（偽ブランド品や海賊版の場合は別）

## 2. 日本におけるエンフォースメント（民事訴訟）

---

### （3） 手続・管轄

#### 【訴状の提出】

管轄のある裁判所への訴状提出

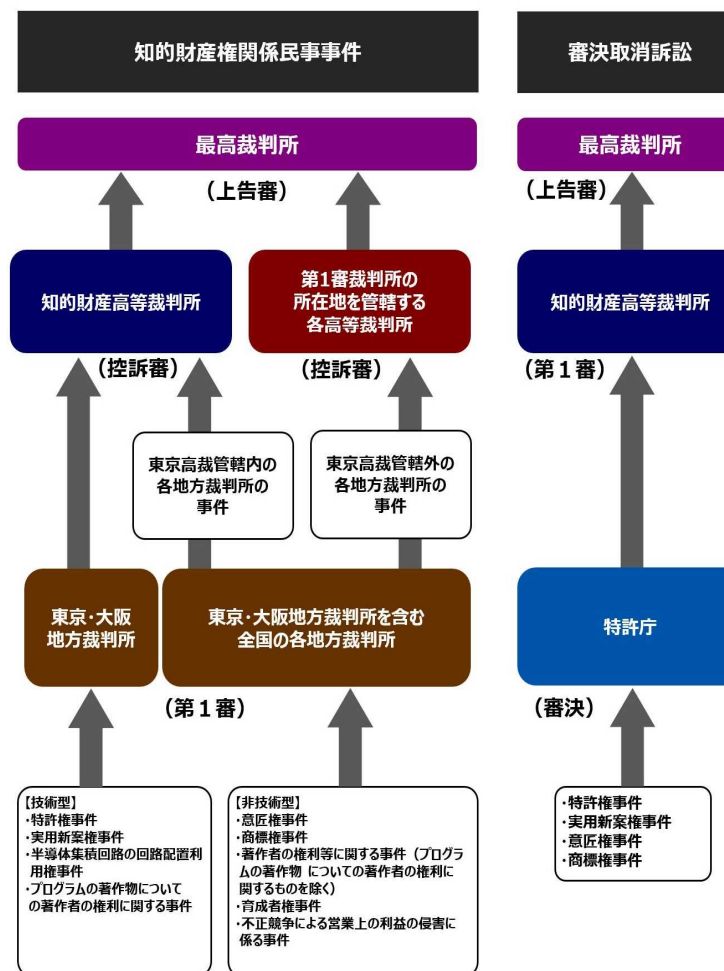
#### 【管轄】

特許権等に関する訴えは東京地方裁判所又は大阪地方裁判所が管轄を有するが、商標権侵害訴訟については、その他の地方裁判所でも審理される

⇒ ただし、知財専門部のある東京地裁・大阪地裁（選択的管轄。民事訴訟法6条の2）に提訴が集中する傾向がある

## 2. 日本におけるエンフォースメント（民事訴訟）

### (4) 知財関連訴訟の流れ



【出典：知財高裁HP  
( <https://www.ip.courts.go.jp/tetuduki/jurisdiction/index.html> ) 】

## 2. 日本におけるエンフォースメント（民事訴訟）

---

### （5）強制執行

#### ア 執行開始のための手続

- ・ 債務名義（確定判決、仮執行宣言を付した判決、裁判における和解調書など）が必要
- ・ 債務名義への執行文付与

日本の民事執行制度においては、権利の存否を判断する裁判所と、存在するとされた権利を実現させる裁判所が分離しており、債務名義の成立から必ずしも直ちに執行力が認められるわけではないことから、前者所属の裁判所書記官による公証が必要

- ・ 執行官（地裁に置かれる単独制司法機関）へ執行手続申立

## 2. 日本におけるエンフォースメント（民事訴訟）

---

### （5）強制執行

#### イ 商標侵害事件における強制執行

- ① **直接強制** 国家の執行機関が直接に権利実現行為をするもの

**例； 金銭執行** （商標権侵害行為の差止について直接強制はできない）

- ② **代替執行** 権利実現行為を債権者または第三者に行わせるもの

- ① 作為を目的とする債務についての強制執行

**例； 謝罪広告、商標権侵害行為を組成した物の廃棄、設備の除去等**

- ② 不作為を目的とする債務についての強制執行

**例； 差止の判決が確定した後にも侵害品の製造が続けられているような場合における、侵害品の廃棄**

- ③ **間接強制** 金銭を支払わせるという心理的強制を加えて、債務者自身に権利実現行為を行わせるもの

**例； 商標権侵害行為を止めるまでの強制金が課される**

### 3. 日本におけるエンフォースメント（刑事訴訟）

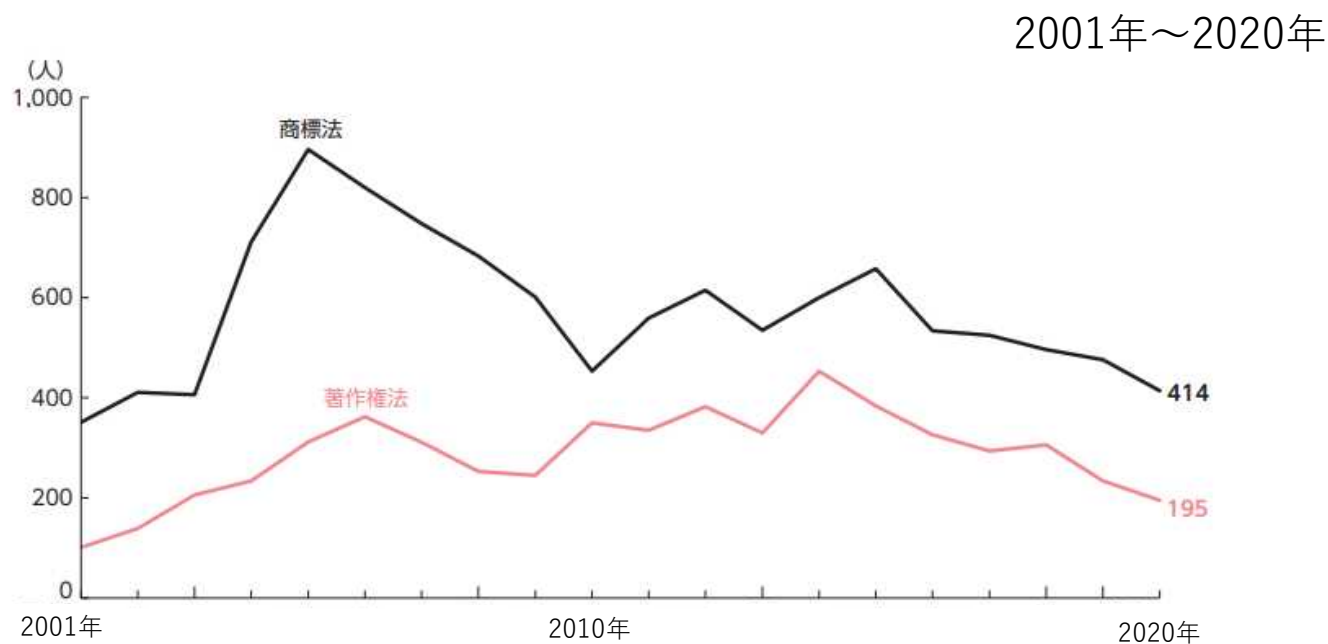
---

#### （1）商標権侵害に対する刑事罰

- 商標侵害罪（商標法78条）  
→ 民事での責任と異なり過失ではなく**故意**が必要
- **10年以下の懲役**若しくは**1000万円以下の罰金**又は**併科**
- **両罰規定**（商標法82条1項）  
→ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、侵害行為を行なった場合には、その法人又は人に対しても罰金刑が科される。法人の場合**3億円**以下、人の場合**1億円**以下

### 3. 日本におけるエンフォースメント（刑事訴訟）

#### （1）知的財産権侵害事案の検察庁新規受理人員\*の推移（商標法違反、著作権法違反）

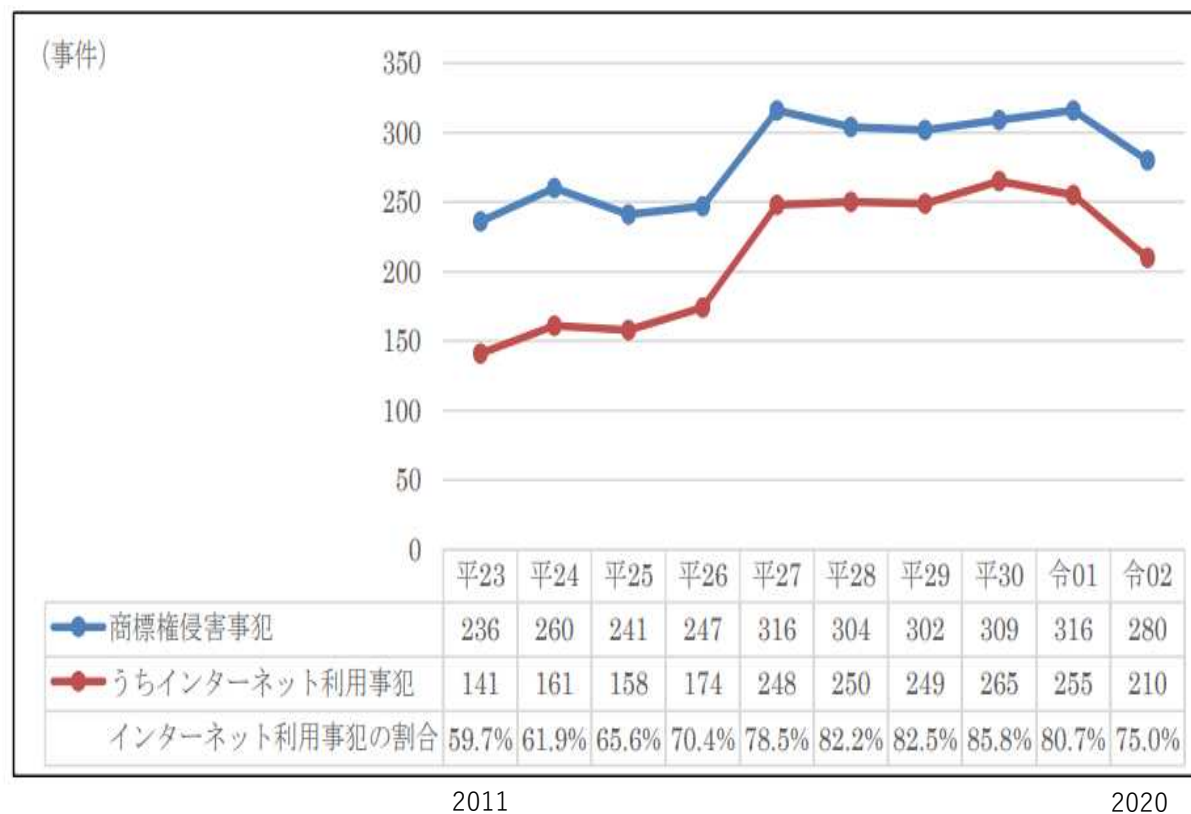


\* 検察官認知又は直受の事件及び司法警察員（特別司法警察員及び国税庁監察官を含む。）から送致・送付された事件の人員をいう

【出典：「2021年版犯罪白書」】

### 3. 日本におけるエンフォースメント（刑事訴訟）

#### （2）知的財産権侵害事案の検挙件数（商標法違反）

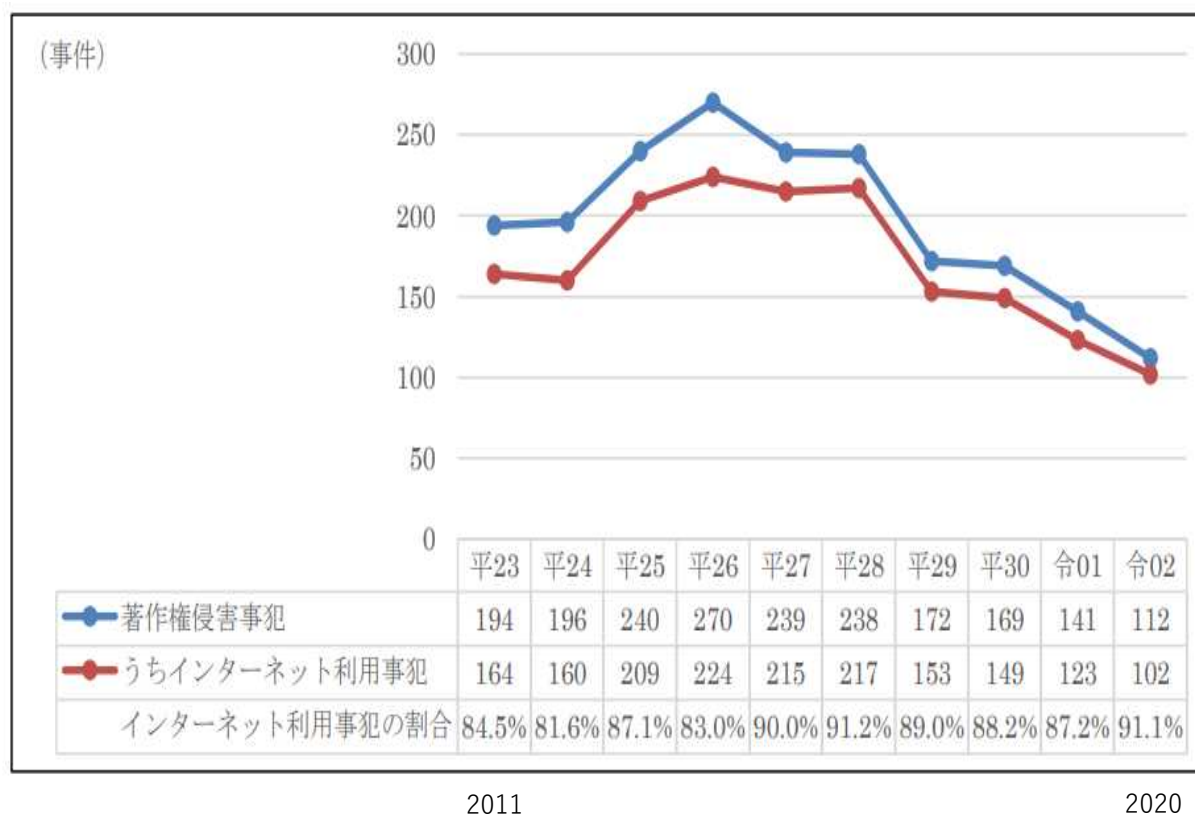


【出典：「令和2年における生活経済事犯の検挙状況等について」（警察庁生活安全局生活経済対策管理官）】 16



### 3. 日本におけるエンフォースメント（刑事訴訟）

#### （3）知的財産権侵害事案の検挙件数（著作権法違反）



【出典：「令和2年における生活経済事犯の検挙状況等について」（警察庁生活安全局生活経済対策管理官）】<sup>17</sup>

### 3. 日本におけるエンフォースメント（刑事訴訟）

---

#### （4）特徴

- 知的財産権侵害の刑事罰は**故意犯**のみが対象となる。
  - ⇒ 刑事事件として処理されているのは、あからさまな侵害品、すなわち**偽ブランド品（明らかな商標権侵害品）**や**海賊版（明らかな著作権侵害品）**など、侵害の事実及び故意が明らかに認められる事案に事実上限られる
- 偽ブランド事犯（商標法違反）では海外（主に中国、韓国）からの**密輸入のケース**が多い

### 3. 日本におけるエンフォースメント（刑事訴訟）

---

#### （4）特徴

- 民事手続と刑事手続は峻別される。したがって、刑事裁判の中で被害者に対する金銭的補償を行うような制度は原則としてない。

（参考）「損害賠償命令制度」という制度もあるが、対象事件が限られており、知的財産権侵害事件はこの制度の対象ではない

- また、刑事事件で現れた証拠を民事訴訟において活用することは制度上不可能ではないが、実務上、行われていない
- 親告罪**（検察官が公訴を提起する際に被害者の告訴を必要とする犯罪）と**非親告罪**がある

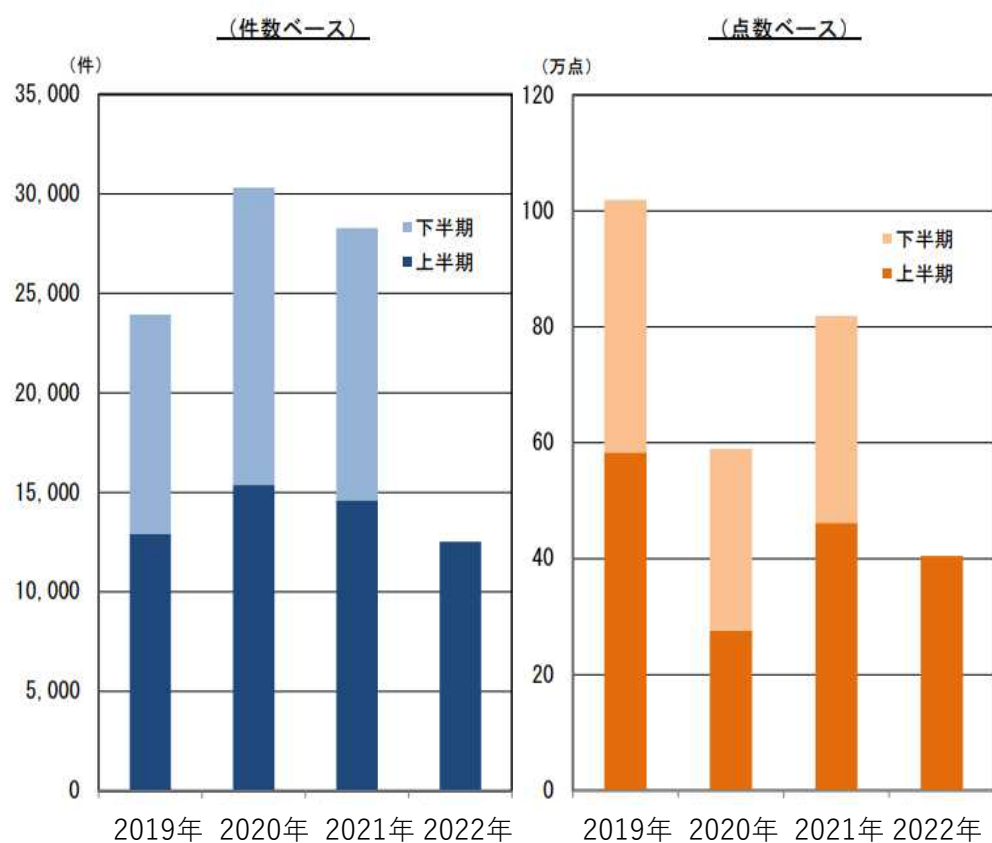
親告罪の例　；著作権\*、営業秘密（不正競争防止法）の侵害の罪 など

非親告罪の例　；特許権、実用新案権、意匠権、商標権の侵害の罪 など

\* 2019年7月1日より、一部につき非親告罪化

## 4. 日本における水際取締制度

### (1) 水際における知的財産権侵害物品の差止状況



2022年上半期の輸入差止実績は、  
**1日平均、69件、2235点**

【出典：財務省HP (<https://www.mof.go.jp>)】

## 4. 日本における水際取締制度

---

### (2) 差止品の例



【時計（商標権侵害品）】



【スマートフォンケース  
（著作権侵害品）】

【出典：財務省HP （<https://www.mof.go.jp>）】

## 4. 日本における水際取締制度

---

### (3) 輸入差止申立の手続

ア 申立先：全国9か所のいずれかの税関



【出典：税関HP（<https://www.customs.go.jp>）】

## 4. 日本における水際取締制度

---

### イ 対象となる権利

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作（隣接）権、育成者権、不正競争防止法

cf **輸入差止情報提供**では、回路配置利用権も取締の対象となる

### ウ 添付資料

- 裁判所の**判決書／仮処分決定**を得ている場合にはこれを添付するが、**弁護士等の鑑定書**でもよく、実務上は弁護士等の鑑定書を添付して申し立てることが多い
- 必要書類は権利の種類により異なる。不正競争防止法違反では**経済産業大臣の意見書**が必須

## 4. 日本における水際取締制度

---

### (4) 侵害か否か、判断が微妙なケース

#### ア 認定手続

税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、権利者及び輸入者にその旨を通知してそれぞれ意見・証拠を提出してもらい、税関が侵害品かどうかを認定する制度

#### イ 専門委員制度

侵害品か否かの判断が難しい場合に**専門委員**（学者、弁護士などの学識経験を有する者）を選出し、その意見を聞いて判断する制度



## 4. 日本における水際取締制度

### (5) 海外からの模倣品流入への規制強化

個人輸入をする者に外国業者が販売することは商標権侵害とならなかったが、商標法改正（2022年10月1日施行）により、当該外国業者も日本の商標権侵害の責任を負うこととなった。



【出典：特許庁HP（<https://www.jpo.go.jp>）】

⇒ 税関差止以外の民事訴訟、刑事訴訟でどのように扱われていくかは現時点では明らかでない

## 5. インターネット上の模倣品に対するエンフォースメント

---

### (1) 権利侵害者の住所・名称が明らかな場合

- ・ インターネット上の権利侵害のうち、名誉毀損などは投稿者の住所・名称が不明の場合が多いが、模倣品（商標権侵害）の場合は、権利侵害者の住所・名称が表示されていることが多い
- ・ 権利侵害者の住所・名称が明らかな場合は、最初から民事訴訟を起こすことも可能

## 5. インターネット上の模倣品に対するエンフォースメント

---

### (2) 権利侵害者の住所・名称が不明な場合（改正前）

- ① プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会（複数の民間業界団体の連合体）の制定したガイドラインに基づき、**コンテンツプロバイダ（CP）に対する裁判外の請求**を行う
- ↓
- ② ガイドラインに基づく削除が行われない場合、**CPに対して仮処分**を申し立て、IPアドレス・タイムスタンプを取得する（プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求）あわせて削除を申し立てるため、ページの削除だけであればこの段階で達成される。
- ↓
- ③ 損害賠償を求める場合は、②で取得したIPアドレス・タイムスタンプに基づいて**アクセスプロバイダ（AP）を特定し、APに本案訴訟**を起こして、権利侵害者の住所・名称の開示を求める（プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求）
- ↓
- ④ 上記開示された住所・名称に基づき、**権利侵害者に対して民事訴訟**を提起する

## 5. インターネット上の模倣品に対するエンフォースメント

### (3) 権利侵害者の住所・名称が不明な場合（改正後）

①

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会の制定したガイドラインに基づき、**コンテンツプロバイダ（CP）に対する裁判外の請求**を行う



②

**CPに対して発信者情報開示命令（改正法8条以下）と合わせて提供命令（改正法15条）**を申し立て、CPから開示された情報により特定された**アクセスプロバイダ（AP）に対して発信者情報開示命令を申し立てる**（IPアドレス・タイムスタンプはCPからAPに開示）

+

③

アクセスプロバイダ（AP）は、開示命令に基づき申立人に権利侵害者の住所・名称を開示する

**CPへの請求とAPへの請求が一つの非訟事件手続でできるようになった**  
(プロバイダ責任制限法の改正 2022年10月1日施行)



④

上記開示された住所・名称に基づき、**権利侵害者に対して民事訴訟**を提起する

# JSIP follow-up Seminar

---

ご清聴ありがとうございました

日弁連知財センター委員

弁護士 木村耕太郎

ルネス総合法律事務所

e-mail: [k-kimura@renaiss-law.com](mailto:k-kimura@renaiss-law.com)